



愛媛県報

発行 愛媛県

平成19年6月8日金曜日 第1868号

◇ 目 次 ◇
告 示

不健全な図書類等の指定..... 669
 狩猟免許更新に係る適性試験等の実施..... 670
 救急病院の協力申出..... 671
 理容師法による講習会の指定..... 671
 美容師法による講習会の指定..... 671
 貸金業者の登録取消し..... 672
 保安林予定森林..... 672
 道路の区域変更（県道新居浜別子山線）..... 672
 道路の供用開始（ " ）..... 672
 道路の区域変更（県道石鎚伊予小松停車場線）..... 672
 道路の供用開始（ " ）..... 673

道路の区域変更（県道川之江大豊線）..... 673
 道路の供用開始（ " ）..... 673
 道路の供用開始（県道今治丹原線）..... 673
 道路の区域変更（県道三坂松山線）..... 674
 道路の供用開始（ " ）..... 674
 開発行為に関する工事の完了..... 674
 道路の位置の指定..... 674
 愛媛県証紙売りさばき人の指定の取消し..... 674

公 告

狩猟免許試験の施行..... 675
選挙管理委員会告示
 不在者投票のできる施設の指定..... 676

告 示

○愛媛県告示第1057号

愛媛県青少年保護条例（昭和42年愛媛県条例第20号）第5条第2項の規定に基づき、次の図書類等を青少年の健全な育成を阻害するおそれのある図書類等として指定する。

平成19年6月8日

愛媛県知事 加戸守行

図書類等

種別	番号	名 称	号別又は発行年月日	発 行 者	諮 問 の 理 由
雑 誌	19 001	ニャン2倶楽部	7 月 号	(株) コ ア マ ガ ジ ン	著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。
"	19 002	プリティびっち	6 月 号 増 刊	(株) 一 水 社	
"	19 003	ニャン2倶楽部Z	6 月 号	(株) コ ア マ ガ ジ ン	
"	19 004	三十路肌の秘密		(株) 一 水 社	
"	19 005	投稿キング	6 月 号	ワイレア出版(株)	
"	19 006	美熟女極楽性戯写真集 熟れ母	6 月 号	(株) メディアソフト	
"	19 007	蔵出し千人斬り セレブギャル	7 月 号 増 刊	(株) 東 京 三 世 社	
"	19 008	妖艶	7 月 号	(株) 司 書 房	
"	19 009	DAAH!! SECRET EDITION	6 月 号 増 刊	(株) ビ デ オ 出 版	
"	19 010	パイパンGirl's コレクション		(株) メディアソフト	
"	19 011	アップル通信	6 月 号	三 和 出 版 (株)	
"	19 012	愛の体験 Special デラックス	6 月 号	竹 書 房	
"	19 013	微熱 SUPER デラックス	6 月 号	セ ブ ン 新 社	

"	19 014	レディースコミック 微熱	6 月 号	セ ブ ン 新 社
"	19 015	レディースコミック タブー	6 月 号	三 和 出 版 (株)
"	19 016	特盛 Comic 人妻熟女ざかり	6 月 号	(株) 桃 園 書 房
"	19 017	漫画美熟女物語	6 月 号	(株) 大 洋 書 房
"	19 018	Comic 人妻熟女ざかり	6 月 号	(株) 桃 園 書 房
ビデオ テープ	19 019	おっぱい女学園②	A O J - 002	お っ ぱ い 女 学 園
"	19 020	親子三代 近親相姦 弐	O S - 002	ド リ ー ム ス テ ー ジ
"	19 021	近親相姦21 お婆ちゃんと初孫	B M - 2 1	孫 の 手
"	19 022	激ロリ制服美少女にずっぱり挿入強制中出し!! シー スルー列伝シリーズ34	Z E P - 34	Z E P S T Y L E
"	19 023	白液姫	S W - 0 1	Z A M F A C T O R Y
"	19 024	少女強姦罪〔3〕	S G Z - 03	H A R D C O R E M A N I A X
D V D	19 025	アクション マゾ collection I 白鳥 麗子	D B O - 01	夢 屋
"	19 026	姉痴 としうえ 第三章	A S R N - 03	大 日 本 姉 専 連 盟
"	19 027	好色痴漢電車2	D W F - 002	月 光
"	19 028	タマイじり 22人のいじり娘	D A H T - 020	エ イ ブ イ ハ ー ツ
"	19 029	TRANCE X Vol.1	T R A X - 001	パ ー チ ャ ル ウ ェ ー プ
"	19 030	犬飼性次郎投稿作 雌犬飼育記	D M E S - 001	極

○愛媛県告示第1058号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第51条第2項及び第4項の規定により、狩猟免許更新に係る適性試験及び講習（以下「適性試験等」という。）を次のとおり実施する。

平成19年6月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 対象者

法第39条第1項の規定による狩猟免許を受けており、当該免許の有効期間が平成19年9月14日に満了する者

2 適性試験等の実施の日時及び場所

所管の地方局	会場の名称	実施日時	実施場所	
			会場	所在地
西条地方局	西条第1会場	平成19年7月25日（水）午前9時	西条地方局西条第2庁舎4階 大会議室	西条市丹原町池田1611
同 上	西条第2会場	平成19年8月10日（金）午前9時	四国中央市市民会館三島会館 第2、第3会議室	四国中央市中曾根町500
今治地方局	今治第1会場	平成19年7月25日（水）午前9時	今治地域地場産業振興センタ ー2階大会議室	今治市旭町二丁目3-5
松山地方局	松山第1会場	平成19年7月18日（水）午前9時	松山地方局久万高原庁舎2階 会議室	上浮穴郡久万高原町久万571 番地の1
同 上	松山第2会場	平成19年7月23日（月）午後1時	松山地方局7階大会議室	松山市北持田町132

同 上	松山第3会場	平成19年9月14日(金)午後1時	同 上	同 上
八幡浜地方局	八幡浜第1会場	平成19年8月10日(金)午前9時	愛媛県歴史文化博物館第1研修室	西予市宇和町卯之町四丁目11-2
宇和島地方局	宇和島第1会場	平成19年7月18日(水)午前9時	宇和島地方局7階大会議室	宇和島市天神町7番1号

3 申込みの手續

(1) 提出書類等

ア 狩猟免許更新申請書

イ 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている場合にあっては、当該許可に係る許可証の写し

ウ 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けていない場合にあっては、法第40条第2号から第4号までに該当するかどうかについての医師の診断書

エ 写真(6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル及び横の長さ2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)

オ 狩猟免許更新申請手数料(愛媛県収入証紙によること。)更新しようとする免許の種類ごとに各2,900円

カ 受験票等の郵送を希望する者にあっては、簡易書留の郵送料に相当する郵便切手をちょう付し、あて先を記載した返信用封筒

(2) 書類等の提出先

申込者の住所地を管轄する地方局産業経済部森林林業課若しくは松山地方局産業経済部久万高原森林林業課又は西条地方局産業経済部森林林業課四国中央森林林業振興班、八幡浜地方局産業経済部森林林業課大洲森林林業振興班若しくは西予森林林業振興班若しくは宇和島地方局産業経済部森林林業課愛南森林林業振興班(以下「林業課」という。)とする。

(3) 申込みの期限

原則として希望する適性試験等実施日前14日とする。

(4) その他

ア 書類の提出は、持参又は郵送によること。

イ 狩猟免許更新申請書は、林業課において、希望者に配布する。

ウ 申込者の適性試験等の日時及び場所は、所管地方局長が指定し、通知する。

○愛媛県告示第1059号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定による救急病院である。

平成19年6月8日

愛媛県知事 加戸守行

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
長谷川病院	四国中央市金生町下分1249番地の1	医療法人明生会	平成22年5月31日まで

○愛媛県告示第1060号

理容師法(昭和22年法律第234号)第11条の4第2項の規定により、次のとおり講習会を指定した。

平成19年6月8日

愛媛県知事 加戸守行

1 講習会の名称

管理理容師資格認定講習会

2 主催者

東京都港区虎ノ門一丁目26番5号
財団法人理容師美容師試験研修センター

3 講習日

平成19年11月12日から11月26日までの毎月曜日

4 講習場所

松山市宮田町132番地

ピュアフル松山(勤労会館)

5 受講料

14,000円

○愛媛県告示第1061号

美容師法(昭和32年法律第163号)第12条の3第2項の規定により、次のとおり講習会を指定した。

平成19年6月8日

愛媛県知事 加戸守行

1 講習会の名称

管理美容師資格認定講習会

2 主催者

東京都港区虎ノ門一丁目26番5号
財団法人理容師美容師試験研修センター

3 講習日

平成19年11月12日から11月26日までの毎月曜日

4 講習場所

松山市宮田町132番地
ピュアフル松山(勤労会館)

5 受講料

14,000円

○愛媛県告示第1062号

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第37条第1項第1号の規定に基づき、次のとおり貸金業者の登録を取り消した。
平成19年6月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所等の所在地	登録番号	登録年月日	取消年月日
有限会社バドニア	代表取締役 瀬野 電二	松山市道後多幸町1番10号	愛媛県知事（1）第02168号	平成17年12月14日	平成19年5月28日

○愛媛県告示第1063号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成19年6月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 保安林予定森林の所在場所

西予市三瓶町二及字タチヤマ2番耕地269、2番耕地270の1、2番耕地270の2、2番耕地271の1、2番耕地271の2、2番耕地272、2番耕地276、2番耕地277の1、2番耕地277の2、2番耕地278の1、2番耕地278の2、2番耕地279、2番耕地284から2番耕地293まで、2番耕地295から2番耕地299まで、2番耕地300の2、2番耕地300の3、2番耕地301、2番耕地302の1、2番耕地302の2、2番耕地303の1、2番耕地303の2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字タチヤマ2番耕地269・2番耕地303の1・2番耕地303の2（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、2番耕地270の1

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び西予市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1064号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年6月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	新居浜別子山線	新居浜市大永山字須領スズ尾344番79	旧	メートル 4.9~10.0	キロメートル 0.076	
			新	11.1~15.3	0.076	

○愛媛県告示第1065号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年6月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	新居浜別子山線	新居浜市大永山字須領スズ尾344番79	平成19年6月8日

○愛媛県告示第1066号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年6月8日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員	延長	備考
県道	石鎚伊予小松停車場線	西条市氷見字長谷山丁3番1地先	旧	メートル 7.0~14.0	キロメートル 0.127	
			新	12.0~16.0	0.127	

○愛媛県告示第1067号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年6月8日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	石鎚伊予小松停車場線	西条市氷見字長谷山丁3番1地先	平成19年6月8日

○愛媛県告示第1068号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、西条地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年6月8日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員	延長	備考
県道	川之江大豊線	四国中央市新宮町新宮684番から 同町新宮681番まで	旧	メートル 4.7~7.2	キロメートル 0.015	
			新	10.5~12.3	0.015	

○愛媛県告示第1069号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、西条地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年6月8日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	川之江大豊線	四国中央市新宮町新宮684番から 同町新宮681番まで	平成19年6月8日

○愛媛県告示第1070号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年6月8日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	今治丹原線	今治市山口甲303番1から 同市山口甲316番5まで	平成19年6月8日

○愛媛県告示第1071号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年6月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	三坂松山線	松山市東方町甲52番3から 同町乙260番9まで	旧	メートル 3.5～11.0	キロメートル 0.690	
			新	11.5～33.5	0.690	

○愛媛県告示第1072号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年6月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	三坂松山線	松山市東方町甲52番3から 同町乙260番9まで	平成19年6月8日

○愛媛県告示第1073号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成19年6月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
19松局建（開）第8号 平成19年5月28日	伊予郡松前町大字鶴吉字幸殿364番3	松山市古川西一丁目7番6号 リビングタウン古川西E201号 大 澤 稚 弘

○愛媛県告示第1074号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成19年6月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 道路の位置

- 四国中央市三島金子三丁目字鐘鑄2245番8
- 2 申請人の住所氏名
香川県高松市林町2217番地10
株式会社穴吹ミサワホーム 代表取締役 嶋津 哲
- 3 図面省略

○愛媛県告示第1075号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人の指定が取り消されたので、愛媛県証紙条例（昭和39年愛媛県条例第8号）第5条第3項の規定により告示する。

平成19年6月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

指定 番号	売 り さ ば き 人		売 り さ ば き 所	取 消 年 月 日
	住 所	氏 名 又 は 名 称		
松第 38号	松山市北持田町132番地	松山地区食品衛生協会	松山市北持田町132番地 松山保健所内	平成19年5月18日

公 告

○公 告

狩猟免許試験の施行について

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第41条の規定により、狩猟免許試験を次のとおり施行する。

平成19年6月8日

愛媛県知事 加戸守行

1 試験の種類

- (1) 網猟免許試験
- (2) わな猟免許試験
- (3) 第一種銃猟免許試験
- (4) 第二種銃猟免許試験

2 試験の日時、場所及び実施する試験の種類

- (1) 平成19年8月7日（火）午前9時

試験場の名称	試 験 の 場 所		実施する試験の種類
	会 場	所 在 地	
西条第1会場	西条地方局西条第2庁舎4階大会議室	西条市丹原町池田1611	網猟、わな猟、第一種銃猟及び第二種銃猟
今治第1会場	今治地域地場産業振興センター2階大会議室	今治市旭町二丁目3-5	同 上
松山第1会場	松山地方局7階大会議室	松山市北持田町132	同 上
八幡浜第1会場	徳森公園管理センター（大洲市平公民館）大ホール	大洲市徳森2280-2	同 上
宇和島第1会場	宇和島地方局7階大会議室	宇和島市天神町7番1号	同 上

- (2) 平成19年9月4日（火）午前9時

試験場の名称	試 験 の 場 所		実施する試験の種類
	会 場	所 在 地	
西条第2会場	西条地方局西条第2庁舎4階大会議室	西条市丹原町池田1611	網猟、わな猟、第一種銃猟及び第二種銃猟
今治第2会場	今治地域地場産業振興センター2階大会議室	今治市旭町二丁目3-5	同 上
松山第2会場	松山地方局7階大会議室	松山市北持田町132	同 上
八幡浜第2会場	八幡浜地方局7階大会議室	八幡浜市北浜一丁目3-37	同 上
宇和島第2会場	宇和島地方局7階大会議室	宇和島市天神町7番1号	同 上

3 免許申請書の提出期間

- (1) 平成19年8月7日の試験に係るものについては、7月11日（水）から24日（火）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。
- (2) 平成19年9月4日の試験に係るものについては、7月11日（水）から8月21日（火）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

4 免許申請書の請求先及び提出先

受験申込者の住所地を管轄する地方局産業経済部森林林業課若しくは松山地方局産業経済部久万高原森林林業課又は西条地方局産業経済部森林林業課四国中央森林林業振興班、八幡浜地方局産業経済部森林林業課大洲森林林業振興班若しくは西予森林林業振興班若しくは宇和島地方局産業経済部森林林業課愛南森林林業振興班とする。

5 その他

(1) 提出書類等

ア 狩猟免許申請書

イ 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている場合にあっては、当該許可に係る許可証の写し

ウ 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けていない場合にあっては、法第40条第2号から第4号までに該当するかどうかについての医師の診断書

エ 写真（6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ30センチメートル及び横の長さ24センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）

オ 狩猟免許申請手数料（愛媛県収入証紙によること。）受けようとする免許の種類ごとに法第49条各号に掲げる者にあっては各4,000円、その他の者にあっては各5,300円

カ 受験票の郵送を希望する者にあっては、簡易書留の郵送料に相当する郵便切手をちょう付し、あて先を記載した返信用封筒

(2) 試験場についての注意事項

受験申請者の試験場は、所管地方局長が指定し、通知する。

なお、試験場は、原則として、受験申込者の希望する試験場を指定するが、会場の都合により希望する試験場を指定できない場合がある。

(3) 書類の提出は、持参又は郵送によること。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第58号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号（他の法令において準用され、又は例によることとされている場合を含む。）の規定により、次の施設を不在者投票のできる施設として指定した。

平成19年6月8日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤 山 薫

施設の種類	施設の名称	所在地
軽費老人ホーム	ケアハウス幸楽	東温市見奈良1153番地